

社会福祉法人 瑞穂会

役員等の報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞穂会の役員と評議員の報酬について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬支給の対象及び支給方法)

第3条 報酬の支給については、次のとおりとし、報酬額については別表1のとおりとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- 2 役員等がその業務遂行のために係る交通費については、実費負担額を支給する。
- 3 前項の実費負担額とは、公共交通機関利用相当額とする。
- 4 前第1項及び第2項の支給については、その都度、現金で支払う。

(常勤の理事の報酬及び支払方法)

第4条 常勤の理事には、法人及び施設の運營業務に当たるため報酬を支払うことができる。

- 2 報酬は、月額430,000円とする。
- 3 支給方法は口座振込とし、毎月25日(25日が金融機関休業日の場合はその前日)に支給する。
- 4 時別な事情がある場合は、支給日は、別段の定めとする。
- 5 第2項の報酬額は、ワークセンター奄美とジョイワーク奄美で下記のとおり按分して、支払うものとする。

ワークセンター奄美 60%

ジョイワーク奄美 40%

(法定控除等)

第5条 役員報酬から、下記のことを控除する。

- (1) 法令で定めたもの。
- (2) その他、役員から申し出があったもの。

附 則

- 1 この規定は、平成20年4月1日より適用する。
- 2 この規定は、一部改正し、平成22年4月1日より適用する。
- 3 この規定は、一部改正し、平成29年2月1日より適用する。

別 表 1

内 容	金 額
理 事 会 出 席 等	5, 0 0 0 円
評 議 委 員 会 出 席 等	5, 0 0 0 円
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等	5, 0 0 0 円
監 事 監 査 ・ 指 導 監 査 報 酬 等	5, 0 0 0 円